



# 鏡支所だより

—第151号—

発行日 令和元年11月1日  
発刊 八代市鏡支所  
編集 鏡支所地域振興課  
TEL 52-2131



## 鏡支所管内の人の動き(9月末現在)

		( )は前月比
【世帯数】	5,936	世帯 ( -2)
【人口数】	14,520	人 ( -6)
	男	6,771 人 ( -1)
	女	7,749 人 ( -5)

## 西部小学校最後の運動会



みんなで頑張りました



ソーラン節を力強く踊る

9月29日(日)、鏡西部小学校で最後の運動会が行われました。

同校は、学校再編で来春、鏡小学校に統合し閉校が決まっています。

児童25人、保護者、区長さん、見守り隊の皆さん、地元の議員さん、鏡小の先生、元鏡西部小の先生、皆でプログラムに参加し、ふれあいながら、競技を楽しみました。毎年披露してきた「おざや名所」も皆と踊るのは最後となり、感謝の気持ちを込めながら躍り、思い出を胸に刻みました。

勝っても負けても最後はにっこり笑顔でハイポーズ記念撮影で締めくくりました。

来年の4月からは、新しい生活がスタートします。次は、鏡小学校で楽しい思い出をつくりましょう！

### 内田巫女舞組



十月八日(火)・九日(水)内田の松尾神社秋季大祭が行われました。当日は、神事、内田巫女舞組による奉納がありました。

夕方から境内横、内田公民館に特設ステージを設け、内田区民演芸大会が開催されました。餅投げを皮切りに、鏡保育園年長児による踊り、内田巫女舞組の披露があり、カラオケ等で賑わいました。境内には、小学生の絵や、書道、生花の展示もあり、訪れた人の目を引いていました。

### 内田松尾神社秋季大祭

### おざや名所を踊る大還子ども会



十月六日(日)、秋晴れの中、大還区主催の「大鞆祭」が大還児童公園で行われました。午前中、子供神輿による大還区内の巡行や子ども会による「おざや名所」の披露が行われ、大勢の人で賑わいました。

今年は、特に大鞆樋門が築造されてから200年という節目の年にあたるため、踊りにも一層熱が入っていました。午後からは、ペタンク等スポーツ大会が催され、大還区民の皆さんは、秋の一日を満喫されていました。

### 祝 四百町新地・大鞆樋門 築造200周年記念大鞆祭

## 図書館かがみ分館・せんちょう分館 閉館時間変更のお知らせ

市民ニーズ、利用実態等を把握するため、令和元年11月1日(金)～11月30日(土)の1ヶ月間において、かがみ分館とせんちょう分館の閉館時間を試験的に変更します。

11月の開館時間(土日祝含む)  
午前9時30分～午後6時

※本館は変更ありません。

平日 午前9時30分～午後8時  
土日祝 午前9時30分～午後7時



### 清掃作業の様子



十月十三日(日)、駅前区の役員と、駅前在住親子総勢20名ほどが参加し、有佐駅の駅舎構内の清掃活動を行いました。

代表の沼田区長は、「ここ数年子ども会も人数が減り活動休止状態でしたが、今回の呼びかけに、十数名の親子の参加があり、地域住民との交流が図れて良かった。今後も地域コミュニティの推進を図っていきたい。」と意気込みを語られました。

### 駅前区役員と駅前在住の小学生 ボランティア清掃活動

## 飼い犬についての各種届出のご案内

犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき **犬の登録** 及び **狂犬病予防注射** を受けさせなければなりません。

### 【犬の登録の届出】

飼い主は、生後91日以上の犬を取得した際、登録をしなければなりません。市民環境課へ届出を行ってください。その際に、登録手数料3,000円が必要です。また、交付された鑑札は、犬に必ずつけてください

### 【犬の狂犬病予防注射】

飼い主は、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。

以下の動物病院で注射をお願いします。なお、交付された注射済票は、犬に必ずつけてください。



委託動物病院名	住所	電話番号
赤司動物病院	永碓町1248	34-7755
桑原動物病院	千反町1丁目1-12	33-6262
八代ペッククリニック	上片町1019	32-2725
たくみ動物病院	鏡町下村1425-1	43-8000
なかじま動物病院	氷川町鹿島775-2	52-0467

【左記の動物病院以外で接種した場合（届出が必要です）】

動物病院で発行する狂犬病予防接種の証明書と手数料500円を持参の上、市民環境課へ届出を行ってください。注射済票を交付します。

【その他の届出（以下の届出は動物病院ではできません）】

- 飼い犬が亡くなった場合
  - 飼い主の住所、または、氏名が変更になった場合
  - 鑑札・注射済票をなくした場合の再交付
- 市民環境課へ届出を行ってください。

問合せ 市民環境課  
☎ (52)1116



## 犬・猫を飼っているみなさまへ

家族の一員として犬や猫を飼われている人が増えていますが、それに比例するように、犬・猫に関する苦情も増えていきます。無責任な飼いかたでは、他人に迷惑をかけたリトラブルの原因となります。

みんなが幸せに暮らせる環境を作るためにも、飼い主の方は次のことを必ず守ってください。

### ●しつけを行いましょ！

犬のしつけや訓練を行い、人に危害を加えたり、鳴き声などで迷惑をかけたリすることのないようにしましょう。

### ●犬を放すのは絶対にやめましょ！

散歩のときも必ずつないで運動しましょう。おとなしい犬であっても、犬嫌いな人にとっては、怖い存在であることを認識しましょう。※放し飼いの犬は、保健所の捕獲対象になります。

### ●フンは飼い主の責任で処理を！

犬・猫のフンの後始末や動物の健康への配慮など、人に迷惑をかけるないように、飼い主は責任を持って飼育されますようお願いいたします。犬の散歩の時には必ずフンの処理道具を持参し、きちんと持ち帰りましょ。

問合せ 市民環境課 ☎ (52) 1116



## 家庭ごみの焼却は禁止です！

家庭ごみの焼却、いわゆる「野焼き」は、法律により禁止されています。また、焼却炉を使用する場合でも、法律で定められた構造基準（助熱装置、温度測定装置など）を満たしたものの以外（簡易焼却炉、ドラム缶など）は使用できません。ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン等が含まれている恐れがあるだけでなく、臭いが洗濯物についてしまうなど近隣の方に迷惑が掛かりましょ。より良い生活環境を作るため、「野焼き」はやめましょ。

問合せ 市民環境課 ☎ (52) 1116



## 秋の全国火災予防運動

期間：11月9日（土）～11月15日（金）

標語：ひとつずつ

いいね！で確認火の用心

11月9日から秋季全国火災予防運動週間です。

火災が発生しやすくなる冬の季節を迎えるにあたり、火災予防の意識を一層高めるとともに、火災の発生・拡大を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

家庭でも日頃から、火災が発生しないように注意ましょ。



熊本県最低賃金が改定されました。

時間額790円（令和元年10月1日から）

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

問合せ 熊本労働局労働基準部賃金室

☎ 096 (355) 3202



人（ひと）は等（ひと）しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～